

## 写真等販売サービス特約

コドモンは、コドモンサービス共通利用規約の特約として、写真等販売サービス特約(以下「写真等販売特約」といいます。)を定め、これにより、契約事業者向けに、コドモンサイト上で利用できる契約事業者コンテンツである写真、連絡帳等を加工販売するサービス(以下「写真等販売サービス」といいます。)を提供します。

なお、写真等販売特約における用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、写真等販売特約で定義するもののほか、コドモンサービス共通利用規約及びICTサービス利用特約で定義する意味を有します。

### 第1条(定義)

写真等販売特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号の定めるところによります。

- (1) 「写真等コンテンツ」とは、契約事業者が写真等販売サービスを通じて販売するために、同サービスを通じて保護者ユーザーに公開した写真その他のコンテンツをいいます。

### 第2条(総則・適用範囲)

写真等販売特約は、写真等販売サービスの提供及び契約事業者による利用条件等を定めており、契約事業者とコドモンとの間の基本的な事項を規定します。申込事業者がサービス利用申込をした時点で、写真等販売特約の内容に同意したものとみなします。なお、契約事業者とコドモンとの間で、写真等販売サービスに関し、写真等販売特約の定めとは異なる合意をする場合は、別途契約書面を取り交わすものとします。

### 第3条(写真等コンテンツの加工販売等)

- 1 契約事業者は、写真等コンテンツを、写真等販売サービスでアップロードすることにより、保護者ユーザーがコドモンに対して契約事業者の利用する写真等販売サービスを通じて当該写真等コンテンツの加工販売等(写真プリント、各種製本化等。以下同じ。)の注文をすることができる環境を構築することができます。なお、写真等販売サービスの取引条件や注意事項等の詳細については、別途コドモンサイト上に記載するものとします。
- 2 コドモンが保護者ユーザーより前項の環境下で当該写真等コンテンツの加工販売等の注文を受け、これを受注した場合、コドモンは、契約事業者に対し、サービス利用契約が有効に成立している期間中、加工販売等に応じて別途定める手数料を支払うものとします。
- 3 契約事業者は、前項の手数料を金融機関口座への振込で受け取る場合、契約事業者がコドモンサービス上で手数料を受け取る設定を行うとともに、振込先口座の登録を行わなければならないものとします。また、契約事業者がコドモンサービス上で手数料を振込で受け取る設定を行ったにもかかわらず、コドモンが別途定める手数料振込予定日の属する月の翌月から起算して6ヶ月目以内に振込先口座の登録を行わない場合、契約事業者が手数料債権を放棄したものとみなし、コドモンは手数料の支払義務を負わないものとします。

### 第4条(知的財産権等)

写真等コンテンツを除き、写真等販売サービスにおいてコドモンより提供されている一切のコンテンツに関する知的財産権はコドモンに帰属します。なお、写真等コンテンツの権利に関しては、第5条から第7条に定めます。

### 第5条(写真等コンテンツの保護者ユーザーによる取扱い)

- 1 契約事業者は、写真等コンテンツについて、保護者ユーザーに対し、保護者アプリを通じて、写真等販売サービスを利用するため必要な閲覧・管理・保存等及び購入した写真等コンテンツ(これを加工したものを含む。)を使用する権利(複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案並びにサブライセンス権を含みます。)を無期限かつ無償で許諾するものとします。これにより、保護者ユーザーは、保護者アプリを利用して、写真等コンテンツについて、閲覧・管理・保存等のサービスのほか、写真等販売サービスその他の写真等コンテンツを商品化するサービス等を享受することができるようになります。また、保護者ユーザーは、保護者アプリを通じて、写

真等コンテンツの一部について、任意に複製し、コドモンが提供する他のサービスにおいて、コドモンとの契約に基づき閲覧・管理・保存等を行うことができるようになります。

- 2 契約事業者は、契約施設から卒園等した子どもの保護者ユーザーが、保護者アプリを利用して写真等コンテンツにアクセスできないように、写真等販売サービス上で契約施設ごとに個別にアクセス権限を設定することができるものとします。なお、前項により保護者ユーザーが、コドモンが提供する他のサービスに複製した写真等コンテンツについては、契約事業者はアクセス権限を設定することができないものとします。
- 3 第1項において、契約事業者は、保護者ユーザーに対し、写真等コンテンツに係る著作人格権を行使しないものとし、かつ、肖像権等のその他権利侵害の主張をしないものとします。
- 4 サービス利用契約が終了した後も、本条第1項及び第3項は有効に存続するものとします。

#### 第6条(写真等コンテンツのコドモンによる取扱い)

契約事業者は、写真等コンテンツが共通利用規約第13条及び第14条に従って取り扱われることを確認します。なお、共通利用規約第13条により、契約事業者は、コドモンが、保護者ユーザーに写真等公開コンテンツを前条第1項に従って利用させるために必要な範囲で、写真等コンテンツを使用する権利を無期限かつ無償で許諾することになります。

#### 第7条(写真等コンテンツにおける個人情報)

契約事業者は、個人情報が含まれている写真等(契約施設におけるイベント写真等など)を写真等コンテンツとする場合、個人情報保護法その他法令に則り、必要に応じ、当該写真等コンテンツに含まれる個人情報の当該個人の同意その他必要な同意を予め取得しておくものとします。

#### 第8条(写真等コンテンツの保管等)

- 1 写真等コンテンツについては、その保管期間は、公開された時点から原則として1年間としますが、法令上定められている保管期間があるときはそれによるものとします。但し、コドモンの任意の裁量により当該期間経過後も保管を継続することができるものとします。
- 2 契約事業者は、写真等コンテンツについては、契約事業者自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとします。コドモンは、写真等コンテンツを前項で定めた期間保管するものとしますが、システム障害、機器障害等により当該データ等の保存、バックアップ等がなされていなかった場合でも、一切責任を負わないものとします。

#### 第9条(ICTサービスの利用の終了にともなう措置)

前条にかかわらず、写真等販売サービスの利用が終了した場合の写真等コンテンツについては、共通利用規約第27条に従って取り扱うものとします。これにより、理由の如何を問わず、写真等販売サービスの利用が終了した場合、契約事業者は、写真等コンテンツ及び写真等販売サービスに蓄積した情報を利用することができないものとします。コドモンは、写真等販売サービスの利用が終了したときは、事前に通知することなく、写真等コンテンツについて削除等の必要な措置をとることができるものとします。

#### 第10条(写真等コンテンツの公開期間)

写真等コンテンツは、別途コドモンが定める期間、閲覧可能な状態に置くものとし、同期間経過後は閲覧できなくなります。写真等販売サービスの利用終了後も同様とします。

2021年06月04日 作成

2021年11月24日 改定

2025年04月01日 改定

2026年02月09日 改定